

意見案第12号

被疑者・被告人とその弁護人とのオンライン外部交通の構築等を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和8年6月18日提出

提出者 倶知安町議会議員

笠原啓仁

森 禎樹

早川貴士

波方真如

佐藤英俊

古谷真司

門田 淳

盛多勝美

## 被疑者・被告人とその弁護人とのオンライン外部交通の構築等を求める意見書

身体拘束中の被疑者・被告人への弁護人による迅速な接見は、憲法上の基本的権利であり、冤罪防止の要でもある。オンラインを活用した接見交通の実現については、本町議会及び北海道議会においてもその実現を求める意見書を採択したところであり、立法上の取組もこれに呼応する形で進展を見せている。

令和7年(2025年)5月に成立した「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(刑事デジタル法)の附則においては、オンライン外部交通の拡大推進が明記された。衆参両院の法務委員会においても同様の附帯決議がなされており、参議院法務委員会の附帯決議では、同法施行後3年を目途としたオンライン接見の法制化に向けた検討開始が明記されている。

こうした状況のもと、本町における課題は特に深刻である。羊蹄山麓及び岩宇地域の弁護士数は限られており、倶知安警察署及び岩内警察署に身体拘束された被疑者の弁護を地域の弁護士のみで担うには限界がある。現状では、被疑者段階で迅速な法的援助を提供するためには、都市部の弁護士が遠方から各警察署に赴かなければならず、被疑者の弁護人の援助を受ける権利が地域によって著しく不平等となっている。また、起訴後の被告人が収容される施設は札幌拘置支所であり、充実した公判準備を行うためには地域の弁護人が同所まで出向く必要があるが、これも身体を拘束されている被告人の権利を侵害しかねない状況である。

こうした状況は全国的にみられており、早急な対応が不可欠である。

よって、国及び北海道におかれては、下記の事項を早期に実現するよう強く求めるものである。

### 記

1. 弁護人側の警察署と、倶知安警察署をはじめとする被疑者側の警察署との間でオンライン外部交通を可能とする環境を構築すること。
2. 倶知安警察署をはじめとする弁護人側の警察署と、被告人側の拘置支所等との間でオンライン外部交通を可能とする環境を構築すること。
3. 秘密性が保障されたオンライン接見の早期法制化を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月18日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹